地方税法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）抄

改正案	現行
（法第七百一条の三十一第一項第一号ハの市） **第五十六条の十五**　法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市とする。	（法第七百一条の三十一第一項第一号ハの市） **第五十六条の十五**　法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市とする。